

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課)	151
告 示	
○救急病院である旨の告示 (医療課)	152
○特定農業用ため池の指定解除 (山城広域振興局)	〃
○家畜伝染病予防事業の実施 (畜産課)	153
○基本測量の実施 (用地課)	155
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	〃
○重要開発調整池の設置の完了 (乙訓土木事務所)	〃
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	156
○土砂災害特別警戒区域の指定 (〃)	〃

○京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額を定めた告示の一部改正 (住宅課)	156
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (南丹広域振興局)	157
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	〃
○都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所)	158
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)	〃

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第6号

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年京都府規則第38号)の一部を次のように改正する。

第26条中「届出受理証」を「届出受理書」に改める。

別記第26号様式中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に、

備考 1 この届出書は、一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出してください。  
2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

を

非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域
備考 1 この届出書は、一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出してください。 2 「非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第2項の規定が適用される場合の一般廃棄物を処理する場合のみ記載してください。 3 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

に改める。

別記第27号様式中「届出受理証」を「届出受理書」に、「第15条の2の5の届出がされた一般廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設であることを証します」を「第15条の2の5第1項の規定による届出を次のとおり受理しました」に、

法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る 法第15条第1項の許可に付された条件	
--	--

を

法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る 法第15条第1項の許可に付された条件	
非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域	

に改める。

別記第28号様式中「届出受理証」を「届出受理書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の細則」という。）第26条に規定する受理書は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正後の細則」という。）第26条に規定する受理書とみなす。

3 改正前の細則別記様式による用紙は、当分の間、改正後の細則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

告 示

京都府告示第106号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
医療法人社団医 聖会八幡中央病 院	八幡市八幡五反田39の1	令 3. 3. 15	令 6. 3. 14



京都府告示第107号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除年月日
度々見池(Ⅱ)	木津川市山城町椿井度々見14	令和3年3月16日
清水池(2)	〃 加茂町観音寺	〃

清水池(4)	木津川市加茂町観音寺清水77の1	令和3年3月16日
清水池(5)	〃 〃 〃 〃 108	〃
二野池	相楽郡精華町大字下狛小字大谷口58	〃



京都府告示第108号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項及び第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生を予防し、又は予察するための検査及び注射を次のとおり実施する。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 分	実施の目的	実施する区 域	実施の対象となる家畜 又はその死体の種類及 び範囲	実施の期日	実施の方法
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血発生 予防のため	府内一円	馬	令和3年4 月1日から 令和4年3 月31日まで	臨床検査、疫学的検査及 び血清学的検査
馬インフルエンザ 検査	馬インフルエンザ 発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、疫学的検査及 びウイルス学的検査
ブルセラ症検査	牛のブルセラ症発 生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査、疫学的検査及 び血清学的検査
結核検査	牛の結核発生予防 のため	〃	〃	〃	臨床検査、疫学的検査及 びツベルクリン検査
ヨーネ病検査	牛、めん羊、山羊 のヨーネ病発生予 防のため	〃	牛、めん羊、山羊	〃	臨床検査、血清学的検査、 細菌検査、ヨーニン検査 及びリアルタイムPCR 法による検査
伝達性海綿状脳症 検査	牛、めん羊、山羊 の伝達性海綿状脳 症の発生状況等を 把握するため	〃	〃	〃	臨床検査
			牛の死体（月齢が満96 箇月以上で死亡したも のに限る。）、めん羊 又は山羊の死体（月齢 が満12箇月以上で死亡 したものに限り。）		エライザ法による検査、 ウエスタンブロット法に よる検査及び免疫組織学 的検査
牛伝染性リンパ腫 検査	牛伝染性リンパ腫 発生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査、血清学的検査 及びウイルス学的検査
サルモネラ症検査	牛、めん羊、山羊、 豚、鶏、あひるの サルモネラ症発生 予防のため	〃	牛、めん羊、山羊、豚、 鶏、あひる	〃	血清学的検査及び細菌検 査
ネオスポラ症検査	牛のネオスポラ症 発生予防のため	〃	牛	〃	臨床検査及び血清学的検 査
アカバネ病検査	牛のアカバネ病発 生予察のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査 及びウイルス学的検査
アイノウイルス感 染症検査	牛のアイノウイル ス感染症発生予察 のため	〃	〃	〃	〃
チュウザン病検査	牛のチュウザン病 発生予察のため	〃	〃	〃	〃

イバラキ病検査	牛のイバラキ病発生予察のため	府内一円	牛	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
牛流行熱検査	牛流行熱発生予察のため	〃	〃	〃	〃
ブルータング検査	牛のブルータング発生予察のため	〃	〃	〃	〃
牛ウイルス性下痢検査	牛ウイルス性下痢発生予防のため	〃	〃	〃	〃
牛アデノウイルス感染症検査	牛アデノウイルス感染症発生予防のため	〃	〃	〃	〃
牛パラインフルエンザウイルス感染症検査	牛パラインフルエンザウイルス感染症発生予防のため	〃	〃	〃	〃
豚熱検査	豚熱発生予防のため	〃	豚、いのしし	〃	〃
アフリカ豚熱検査	アフリカ豚熱発生予防のため	〃	〃	〃	〃
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病発生予防のため	〃	豚	〃	〃
豚繁殖・呼吸障害症候群検査	豚繁殖・呼吸障害症候群発生予防のため	〃	〃	〃	〃
豚流行性下痢検査	豚流行性下痢発生予防のため	〃	〃	〃	〃
豚丹毒検査	豚丹毒発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査及び細菌検査
豚胸膜肺炎検査	豚胸膜肺炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃
萎縮性鼻炎検査	豚の萎縮性鼻炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃
トキソプラズマ病検査	豚のトキソプラズマ病発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査及び血清学的検査
山羊関節炎・脳炎検査	山羊関節炎・脳炎発生予防のため	〃	山羊	〃	臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査
ニューカッスル病検査	鶏のニューカッスル病発生予防のため	〃	鶏	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	〃	〃
鶏伝染性気管支炎検査	鶏伝染性気管支炎発生予防のため	〃	鶏	〃	〃
鶏伝染性喉頭気管炎検査	鶏伝染性喉頭気管炎発生予防のため	〃	〃	〃	〃
伝染性ファブリキウス嚢病検査	鶏の伝染性ファブリキウス嚢病発生予防のため	〃	〃	〃	〃
鳥マイコプラズマ症検査	鶏の鳥マイコプラズマ症発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査及び血清学的検査
ロイコチトゾーン症検査	鶏のロイコチトゾーン症発生予防のため	〃	〃	〃	臨床検査、血清学的検査及び寄生虫検査
腐蛆病検査	蜜蜂の腐蛆病発生予防のため	〃	蜜蜂	〃	臨床検査及び細菌検査

炭疽 <sup>そ</sup> 予防注射	牛の炭疽 <sup>そ</sup> 発生予防のため	府内一円	牛	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	炭疽 <sup>そ</sup> 予防液の皮下注射
気腫 <sup>そ</sup> 疽 <sup>そ</sup> 予防注射	牛の気腫 <sup>そ</sup> 疽 <sup>そ</sup> 発生予防のため	〃	〃	〃	気腫 <sup>そ</sup> 疽 <sup>そ</sup> ワクチンの皮下注射
流行性脳炎 <sup>そ</sup> 予防注射	豚の流行性脳炎 <sup>そ</sup> 発生予防のため	〃	豚	〃	流行性脳炎（日本脳炎）ワクチンの皮下注射
豚熱 <sup>そ</sup> 予防注射	豚熱 <sup>そ</sup> 発生予防のため	〃	〃	〃	豚熱 <sup>そ</sup> 予防液の皮下注射



京都府告示第109号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都府全域
- 2 測量の期間  
令和3年3月1日から令和3年3月31日まで
- 3 測量の種類  
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）



京都府告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年3月16日から令和3年3月30日まで縦覧に供する。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 上狛城陽線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綴喜郡井手町大字井手小字柏原37から	前	最小 13.3 <sup>m</sup> 最大 24.8	70.1 <sup>m</sup>
	後	最小 11.6 最大 17.7	

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第111号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 重要開発調整池の所在地  
長岡京市下海印寺岸ノ下3番地2、11番地及び76番地3
- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
長岡京市下海印寺下内田土地区画整理組合  
理事長 山本 啓司  
長岡京市下海印寺北条37番地2



京都府告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山野口B(ほ2075-2)	福知山市字山野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山野口C(ほ2075-3)	〃	〃	〃
私市C(ほ1019-5)	福知山市字私市	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所



京都府告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
山野口B(ほ2075-2)	福知山市字山野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山野口C(ほ2075-3)	〃	〃	〃	〃
私市C(ほ1019-5)	福知山市字私市	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所

3 閲覧場所 福知山市役所



京都府告示第114号

京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額を定めた告示（平成26年京都府告示第320号）の一部を次の

ように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表中

山科東野団地	6,120円
--------	--------

を

田中関田団地	12,000円
山科東野団地	6,120円

に改める。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 株式会社平和堂

彦根市西今町1番地

代表取締役 平松 正嗣

イ 有限会社エヌ・ティープランニング

亀岡市篠町野条イカノ辻南34番地

代表取締役 中井 正博

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

A L P L A 亀岡コミュニティSC

亀岡市篠町野条上又11番地の1

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	令和3年3月16日 ほか	小売業者の代表者の交替及び住所の変更のため

### 2 届出年月日

令和3年3月3日

### 3 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

### 4 縦覧期間

令和3年3月16日から令和3年7月16日まで

### 5 意見書の提出先

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

西角建設株式会社

代表取締役 西角 宣政

京丹后市久美浜町海士1612番地の1

### 2 林地開発行為の目的

土石の採掘（真砂土）

### 3 林地開発行為をしようとする区域

京丹后市久美浜町河梨小字水滝10118番1ほか（次の図のとおり）

### 4 林地開発行為をしようとする区域の面積

1.6ヘクタール

### 5 期間

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の日から3年間

### 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有

### 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹后市久美浜町河梨地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内出入口に洗車場を設置し、運搬車両を洗浄する。 洗車場から道路までの間は、コンクリート舗装を行う。 歩道又は車道を汚し

		た時は、早急に清掃をする。
交通量の増加	京丹後市久美浜町河梨地内の一部に存する道路(次の図のとおり)	場内からの車両出入りに際し、運転者に安全確認の徹底を行う。 地元一般車両を優先した運行を行う。
騒音の発生	京丹後市久美浜町河梨地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	低騒音型掘削機械を使用する。
濁水の発生及び土砂の流出	〃	沈砂池及び沈砂機能を有する防災池を設置し、泥を沈下させた後に場外に排出する。 沈砂池及び防災池に堆積した土砂は適宜除去し、常に堆砂容量を確保する。 豪雨時の作業を中止する。
河川水量の増加	〃	防災池を設置し、場内の雨水は全て防災池に集水し、貯留する。 貯留した雨水は、泥の沈下状況を確認しながら早期に下流沈砂池を経由して外部に放流する。
粉じんの発生	〃	強風時の作業を中止する。 粉じんの発生のおそれがある時は、堆積土及び場内への散水を行う。

8 縦覧場所

- (1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
京丹後市峰山町丹波855番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京丹後市農林水産部農林整備課  
京丹後市大宮町口大野226番地
- (4) 西角建設株式会社  
京丹後市久美浜町海士1612番地の1

9 縦覧期間

令和3年3月16日(火)から令和3年4月15日(木)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間  
令和3年3月16日(火)から令和3年4月30日(金)まで
- (2) 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地  
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



京田辺市から綴喜都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画下水道(京田辺市都市下水道)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画下水道(京田辺市公共下水道)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和3年3月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊